

教職員共済の組合員になるには

各共済制度をご利用いただくためには、教職員共済の組合員となる必要があります。所属事業所までお申し込みください。

組合員資格

- (1) 全国の国立大学法人・高等専門学校・公立・私立学校、幼稚園、文部科学省およびその所管の独立行政法人・文化庁、定款の別表（下記）に記載されている職域に勤務する方

公立学校共済組合、文部科学省共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、日本教職員組合、全日本教職員連盟、日本高等学校教職員組合、全国教育管理職員団体協議会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、日本私立中学高等学校連合会、全国教職員互助団体協議会、公益財団法人日本教育公務員弘済会、一般財団法人教職員生涯福祉財団、一般財団法人全国退職教職員生きがい支援協会、全国大学高専教職員組合、日本私立大学教職員組合連合、全国の学校生協

- (2) その他、教職員共済で承認し、加入を認める方

組合員資格の異動

退職

退職した時は所属事業所にご連絡ください。

脱退

組合員は自らの意志により教職員共済を脱退することができます。脱退を希望する場合は所属事業所までご連絡ください。

死亡

組合員が死亡された時は所属事業所にご連絡ください。

除名

教職員共済は、組合員が次のいずれかに該当するときは総代会の議決によって除名することができます。その際、当該組合員は弁明する機会が与えられます。

- ① 1年間、教職員共済の事業を利用しないとき。
- ② 教職員共済の事業を妨げ、または信用を失わせる行為をしたとき。

出資金

加入時に、出資金 100 円を払込んでいただきます。

出資金の増資・減資

出資金の増資

総合共済のご契約のある方（契約期間 1 年以上）はご退職時に受け取られる「退職見舞金」の全額または一部を出資金にお振替えいただくことができます。

出資金の減資

出資金は減資することができます（ただし減資後の出資金が所定の額を下回らない範囲）。原則として毎年 1 月から 12 月までに申し出をいただきますと、翌年の 4 月以降に減額分の出資金を払戻します。手続き方法などの詳細は所属事業所までお問い合わせください。

出資金の払戻しについて

原則として、出資金の払戻しは、脱退・死亡・除名時に行います。また、退職時にすべてのご契約がなくなる場合にも払戻します。払戻す出資金には、出資金に振替えられた利用分量割戻金、退職見舞金が含まれます。

脱退時

「出資金払戻申請書」にてご請求いただくと出資金を払戻します。

ただし、総合共済のご契約がある方が脱退された場合は、次のいずれかのお取扱いとなります。

- ① 解約返戻金を選択された場合は、出資金と解約返戻金を併せて払戻します。
 - ② 退職見舞金を選択された場合は、退職時に出資金と退職見舞金を併せて払戻します。
- ※ただし契約期間によっては退職見舞金および解約返戻金がない場合もあります。

死亡時

「出資金払戻申請書」にてご請求いただくと出資金を払戻します。

総合共済のご契約がある方は、死亡共済金をご請求いただくと、出資金も併せて払戻します。

除名時

払込出資金の半額を払戻します。

退職時

退職後も引き続き共済を契約される場合は、出資金はそのままお預かりします。

※出資金に振替えられた利用分量割戻金部分の払戻しを希望される方は「出資金払戻請求書」にてご請求ください。ただし加入時の出資金 100 円の払戻しはできません。

※ご退職時に総合共済のみご契約がある方については、退職見舞金のご請求をいただくと出資金も併せて払戻します。

利用分量割戻金

事業年度に各共済で剰余金が出た場合、それぞれの共済利用額に応じて割戻金を配賦します。利用分量割戻金は教職員共済の総代会を経て出資金に振替えており、前述の出資金払戻し時にお支払いします。